

多国籍企業などの租税回避を防ぐために国税当局が利用してきた法人税法の規定が揺れている。

税逃れ揺れる「伝家の宝刀」

6月末、これまでの適用範囲よりも狭く、企業側に有利となる東京地裁の判決が下された。専門家は「企業活動のグローバル化などを反映した画期的な判決」と評価する一方、国税当局からは「租税回避に対応できなくなる」と危惧する声も上がり、控訴審の行方が注目されている。

判決は、大手レコード会社、ユニバーサルミュージック合同会社（東京・渋谷）の税務処理を巡るものだ。同社は組織見直しの一環として、関連会社を吸収合併するなどした際、海外のグループ会社から約866億円を借り入れ、支払利息を損金として計上した。東京国税局は「日本国内の音楽事業に実質的な変更がなく、一連の行為は

適用狭め企業有利の判決 東京地裁

租税回避が否認される範囲	
案件	範囲
▽日本IBM訴訟の高裁判決	広い
グループ会社でなければできない取引で税負担を軽くする	
▽ユニバーサルミュージックの地裁判決	狭い
法人税の負担を減少させることだけが目的の場合など	

宝刀」と呼ばれる。その法人の行為が「法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるとき」に適用できる。これまで適用された代表的な事例がIBM訴訟だ。日本IBMの持ち株会社が子会社株の売買に伴う税務上の赤字を連結納税制度を使い、グループ内で相殺したことなどが問題となった。東京国税局は「税逃れの通常取引とは異なる

国税は危惧、控訴審に注目

り、それによって税負担が軽減される結果となる場合は経済合理性を欠くと言ったべきだ」とした。グループ会社（同族会社）だからできるような取引を利用した税逃れを許さない」と非常に大きな綱（弁護士）をかけた。ただ今回の判決はIBM訴訟でかけられた「大きな綱」の影響を变えよう内容だと受けとめられている。東京地裁は「グループ会社でなければならぬ」と警戒する。最近でも国税当局はソフトバンクグループに巨額の譲渡したとしても、直ちに税負担の公平が害されることとはならない」とした上で「法人税の負担が減少する」という利益しかない場合に同規定が適用される」とした。少くとも事業上の理由があれば同規定は適用されないという解釈も可能で「非常に限定的にした」（税務訴訟に詳しい弁護士）と指摘もある。企業の税務問題に詳しい（川瀬智淨）

（川瀬智淨）